

離婚届

令和 年 月 日届出

島根県益田市長殿

受理	令和	年	月	日				
第					号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知		

(1) 氏名	夫 島根 大吉	妻 島根 京子
生年月日	昭和42年5月5日	昭和48年10月10日
住所	島根県益田市常盤町6番3号	島根県益田市遠田町2830番地5
(2) 本籍	島根県出雲市今市500番地	
父母及び養父母の氏名	夫の父 浜田 大助 母 島根 ハル	妻の父 遠田 明治 母 遠田 夏子
父母との続き柄	二男	長女
養父母の氏名	養父 島根 大悟 養母	養父 養母
養父母との続き柄	養子	養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	島根県益田市遠田町2830番地5	
(4) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(5) 同居の期間	平成元年5月から令和元年5月まで	
(6) 別居する前の住所	島根県益田市常盤町6番3号	
(7) 別居する前の世帯のおもな仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(9) 届出人署名	夫 島根 大吉	妻 島根 京子

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本

証人は成人であれば
どなたでも結構です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	日原 正 印	日原 秋子 印
生年月日	昭和20年7月7日	昭和23年10月10日
住所	島根県益田市乙吉町イ103番地1	島根県益田市乙吉町イ103番地1
本籍	島根県鹿足郡津和野町日原735番地	島根県鹿足郡津和野町日原735番地

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

婚姻中の氏を続けて称する場合は、何も記載しないでください。
（「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」の提出が必要です)

未成年の子がいる場合は、(5)には何も書かず別紙に親権を行う者について記入してください。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページに掲載しています。

届出人署名欄と証人署名欄は必ず本人が自署してください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎ 署名は必ず本人が自署してください

令和 年 月 日	届出
午前 時 分	受領
午後 時 分	
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
使	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
者	
送付	令和 年 月 日
確認	通知

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	電話 000 (0000) 0000
妻 年 月 日	自宅・勤務先 [携帯]

* 未成年(18歳未満)の子がいる場合に提出してください。

別紙

未成年
本紙に

親権を行う者について、該当の欄に子の氏名を記入してください。

して届出をしてください。

欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父(夫)が親権を行う子	
	母(妻)が親権を行う子 島根 正子、島根 忍	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにするしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 島根 大吉 印	妻 島根 京子 印

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。

☐まだ、決めていない ※未成年の子については、取決めをしていなくても定期的に養育費を請求することができる制度があります。あっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

「未成年の子の氏名」欄で親権者の定めをしている場合、
◎の欄にチェックをしてください。

事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省パンフレット



法務省の解説動画



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

* 令和8年4月1日施行新様式の離婚届(「未成年の子の氏名」欄が4段に分かれているもの)を使用する場合、この用紙の添付は不要です。ただし、離婚届の「未成年の子の氏名」欄と◎に該当する部分に必ず記入してください。